4　新規則第二十三条の九第三十一項（新規則第二十三条の十二の二第二十二項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第二十九項（新規則第二十三条の十二第九項、第二十三条の十二の三第二十二項又は第二十三条の十二の五第十九項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提出する租税特別措置法第七十条の七第十五項（同法第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む。）又は第七十条の七の二第十六項（同法第七十条の七の四第十二項、第七十条の七の六第十二項又は第七十条の七の八第十一項において準用する場合を含む。）の届出書について適用し、施行日前に提出したこれらの届出書については、なお従前の例による。

（外航船等に積み込む酒類等の免税手続に関する経過措置）

第二十二条　新規則第三十六条第三項の規定は、施行日以後に酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十条の二第一項若しくは第二項又はたばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十七条第一項の規定による申告書の提出期限が到来する酒税及びたばこ税について適用し、施行日前に当該申告書の提出期限が到来した酒税及びたばこ税については、なお従前の例による。

（非課税口座年間取引報告書の書式に関する経過措置）

第二十三条　新規則別表第七㈢に定める書式は、令和三年四月一日以後に提出する新法第三十七条の十四第三十一項の規定により提出する報告書について適用し、同日前に旧法第三十七条の十四第三十五項の規定により提出した報告書については、なお従前の例による。

2　前項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める報告書に、新規則別表第七㈢に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二十四条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第二項中「第十九条の十一第七項の」を「第十九条の十一第八項の」に改め、同項第一号中「第十九条の十一第七項第一号イ」を「第十九条の十一第八項第一号イ」に改め、同項第二号中「第十九条の十一第七項第二号」を「第十九条の十一第八項第二号」に改める。

第六条の七第四項及び第七条第十項中「の規定」を「の規定に基づく」に改める。

（復興特別所得税に関する省令の一部改正）

第二十五条　復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表租税特別措置法施行規則の項中

第十八条の十三の六第四項	又は同条第三項
所得税の徴収	

を

第十八条の十三の六第六項	又は同条第三項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項又は第五項
所得税及び復興特別所得税の徴収	

に、「第十八条の十三の六第四項第二号」を「第十八条の十三の六第六項第三号」に、「第十八条の十三の六第四項第四号」を「第十八条の十三の六第六項第四号」に、「第十八条の十三の六第四項第五号及び第六号」を「第十八条の十三の六第六項第五号及び第六号」に改める。

（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二十六条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年財務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項及び第二項中「第二十六条の三十第十五項」を「第二十六条の三十第十六項」に改め、同条第三項中「第二十六条の三十第十六項」を「第二十六条の三十第十七項」に改める。

附則第十五条第一項及び第二項中「第二十六条の三十第十六項」を「第二十六条の三十第十七項」に改め、同条第三項中「第二十六条の三十第十六項」を「第二十六条の三十第十七項」に改める。

（平成三十年租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二十七条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項中「、氏名若しくは住所の変更をした者又は」とあるのは、「者又は」を「又は氏名若しくは住所の変更をした者に」とあるのは、「者に」に改める。

（平成三十一年租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二十八条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち租税特別措置法施行規則第十八条の十五の十第十九項の表第十八条の十五の八第一項の項の改正規定中「「二十歳」を「十八歳」に改め、」を削る。

附則第一条第七号を次のように改める。

七　削除

（国税質問検査章規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二十九条　国税質問検査章規則の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一号中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

附則第二号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第三号中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改める。

○財務省令第二十二号

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の施行に伴い、並びに沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第七十四条の二第十一項第二号及び第二十二項第四号の規定に基づき、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎